

令和2年度 特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護の 入所受入れ等に係る調査結果

■ 調査の概要

1 目的

市内の特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）入所者の状況や入所受入れ状況を把握することで、第8期介護保険事業計画策定の参考資料とするもの。

2 調査対象

令和2年3月31日現在、稼働中の市内特別養護老人ホーム（81施設）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（146事業所）

3 調査方法

郵送調査

4 調査実施期間

令和2年6月8日～9月11日

5 回収状況

特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）ともに100%

6 集計上の注意

図表においては、有効回答（施設）数を「N」で表記した。グラフの数字は、原則として回答数を100とした場合の構成比（%）で表示している。なお、構成比（%）は、小数点第1位あるいは第2位以下を四捨五入したものであり、結果として100%にならない場合がある。

特別養護老人ホームに係る調査結果

■ 調査対象施設の概況 調査基準日（令和2年3月31日）現在

1 施設定員数

施設数	施設形態別		定員数	居室種類の割合		
	広域型	地域密着型		多床室	従来型個室	ユニット型個室
81施設	59施設	22施設	5,461人	2,510人 (46.0%)	197人 (3.6%)	2,754人 (50.4%)

2 入所者数

入所者数	居室種類の割合		
	多床室	従来型個室	ユニット型個室
5,200人	2,408人 (46.3%)	188人 (3.6%)	2,604人 (50.1%)

3 待機者数

第一希望申し込み	第二希望申し込み	第三希望申し込み
2,606人	1,145人	639人

■ 入所者・退所者について

1 年間の新規入所者数

年間の新規入所者数は、平成30年度が1,582人、令和元年度が1,511人となっている。

なお、新規開設に伴う定員増の影響を考慮した施設定員数に対する割合は、平成30年度が約26.3%、令和元年度が約27.1%となっている。

【図表1】年間の新規入所者数 N=80(H30) N=81(R1)

	新規入所者数	回答施設定員数	比率
平成30年度	1,582人	5,432人	29.1%
令和元年度	1,511人	5,461人	27.7%

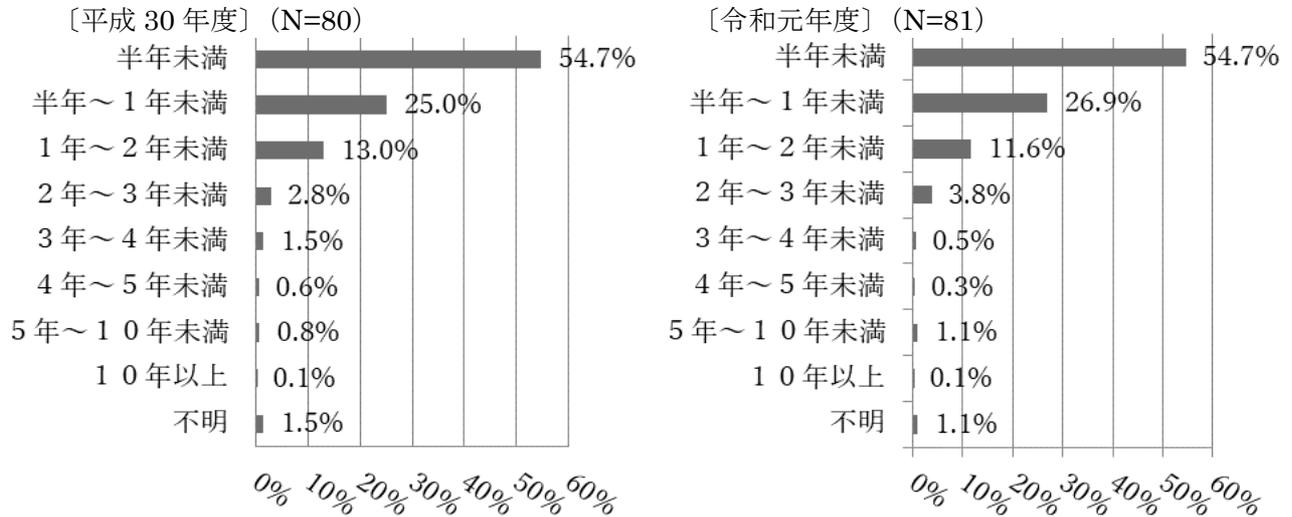
《参考》施設の新規開設に伴う入所を除いた入所者数 N=77(H30) N=80(R1)

	新規入所者数	回答施設定員数	比率
平成30年度	1,378人	5,236人	26.3%
令和元年度	1,474人	5,432人	27.1%

2 新規入所者の待機期間

新規入所者の待機期間は、「半年未満」が平成30年度、令和元年度ともに約55%、次いで「半年から1年未満」が平成30年度は約25%、令和元年度は約27%となっており、全体の約8割以上が1年未満、約9割以上が2年未満に入所している。

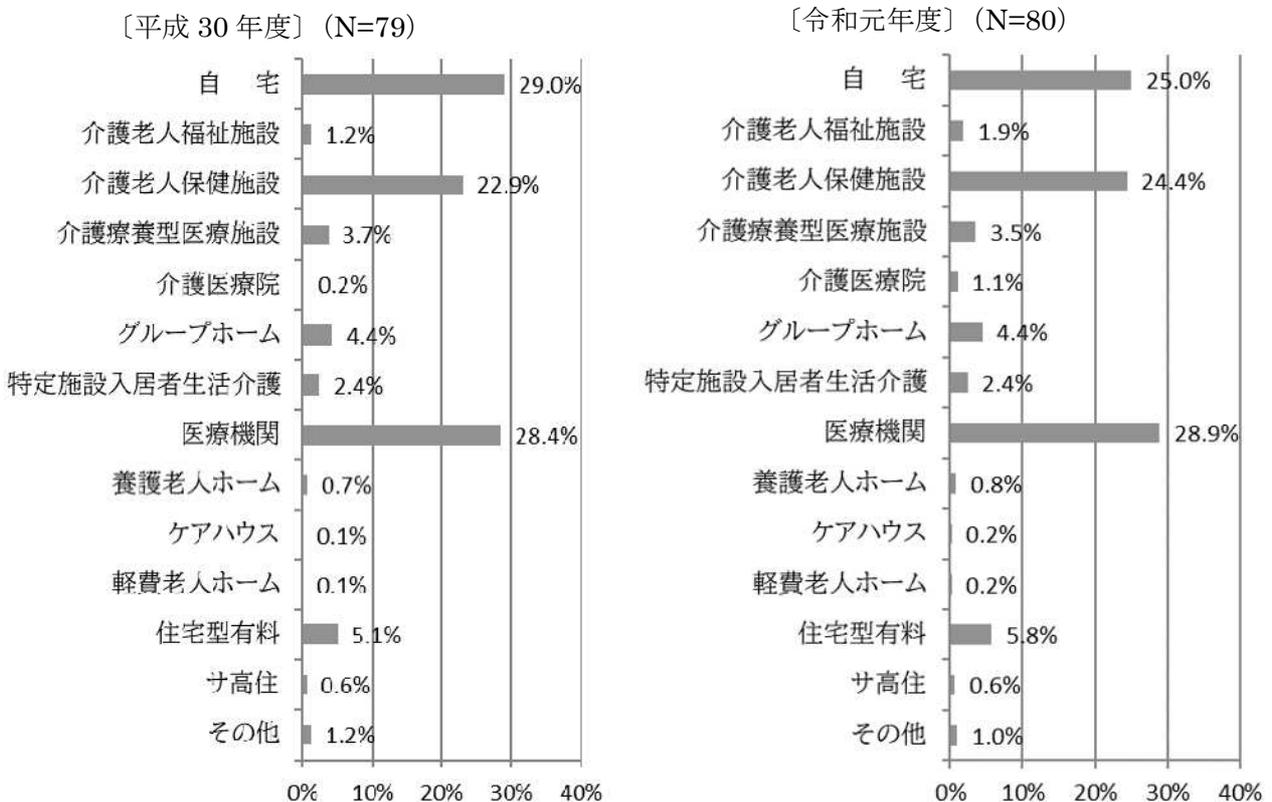
【図表2】新規入所者の待機期間



3 新規入所者の入所前の待機場所

新規入所者の入所前の待機場所は、平成30年度は「自宅」が29%、「医療機関」28.4%、「介護老人保健施設」22.9%となっており、令和元年度は「医療機関」が約28.9%、「自宅」25%、「介護老人保健施設」24.4%となっている。

【図表3】新規入所者の待機場所



4 年間の退所者数

年間の退所者数は、平成30年度が1,368人、令和元年度が1,493人であり、施設定員数に対する割合は、それぞれ約25%、約27%となっている。

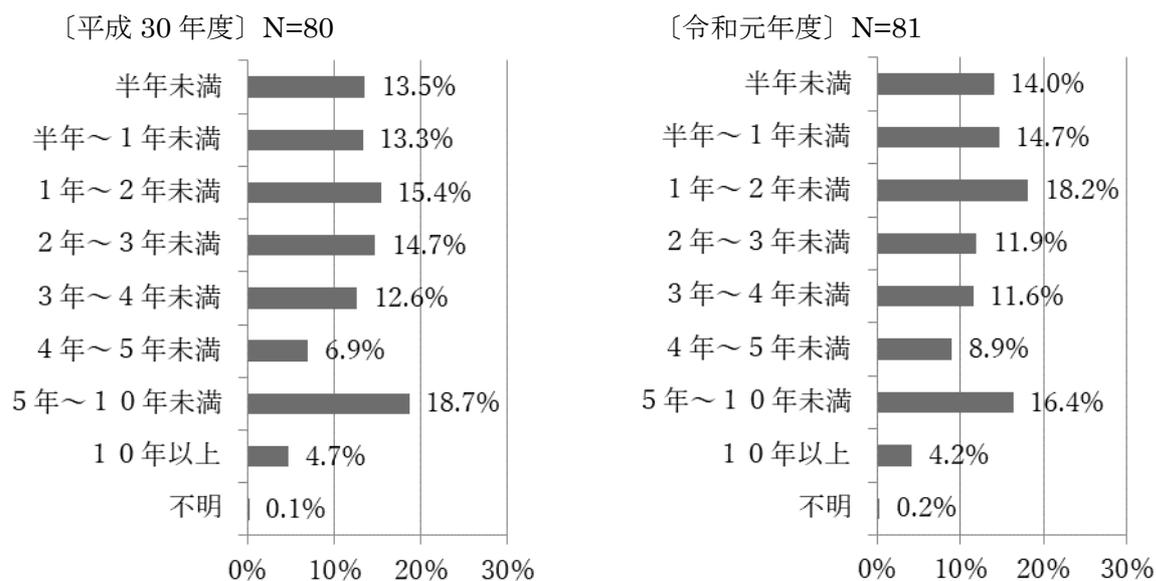
【図表4】年間の退所者数 [平成30年度] N=80 [令和元年度] N=81

	退所者数	回答施設定員数	比率
平成30年度	1,368人	5,432人	25.2%
令和元年度	1,493人	5,461人	27.3%

5 退所者の入所期間

退所者の入所期間は、各年度とも、全体の約8割が5年未満となっている。また、平均入所期間は、平成30年度が「3年2か月」、令和元年度が「3年」となっている。

【図表5】過去の退所者の入所期間



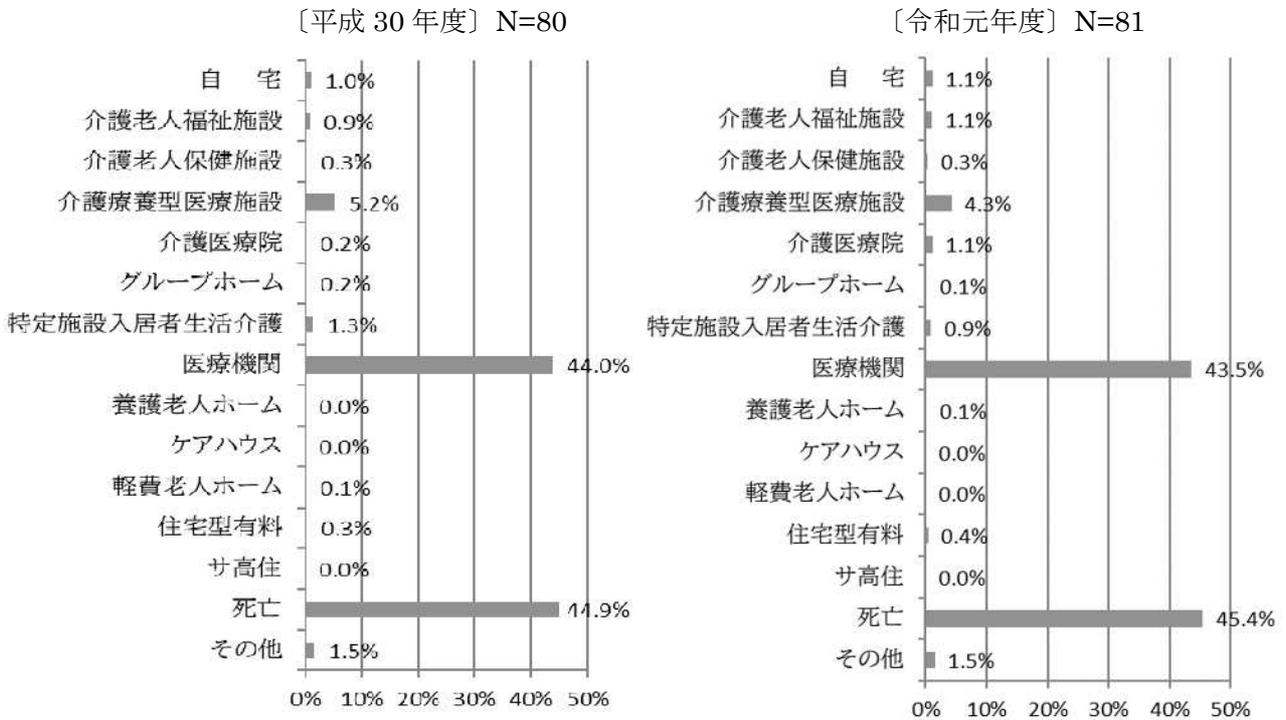
【図表6】過去の退所者の平均入所期間 [平成30年度] N=80 [令和元年度] N=81

平成30年度	3年2か月
令和元年度	3年

6 退所者の退所後の行き先

退所後の行き先については、平成30年度、令和元年度いずれも「死亡」が約45%、「医療機関」が約44%となっており、各年度とも「死亡」と「医療機関」の合計が約9割を占めている。

【図表7】過去の退所後の行き先

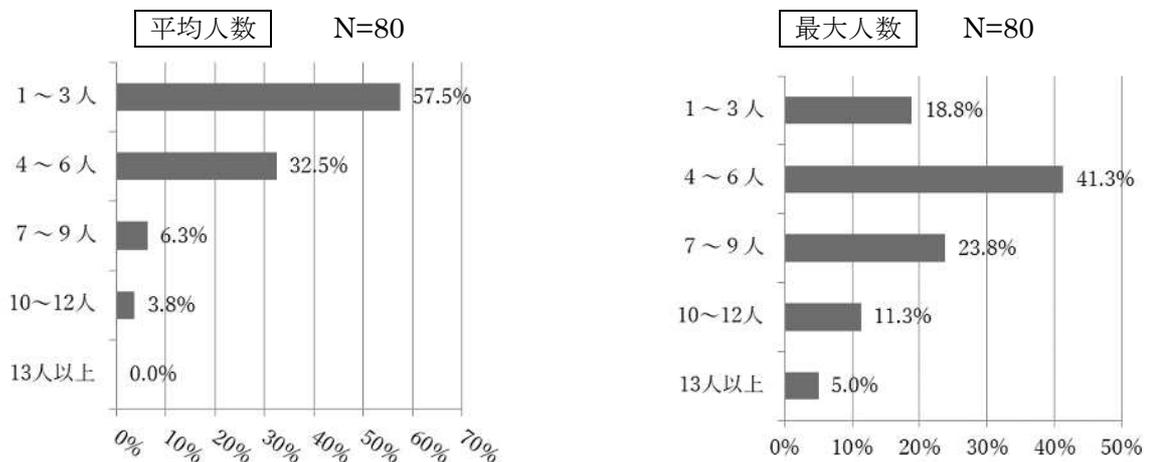


7 空床が出た場合の待機者への入所意向確認について

1床の空床が出た場合、次の入所者が決定するまでに平均何人の待機者に入所案内を行ったかについては、「1～3人」が約58%、「4～6人」が約33%、「7～9人」が約6%、「10～12人」が約4%で、全体の平均は3.7人となっている。

また、最大何人に入所案内を行ったかについては、「4～6人」が約41%と最も多く、「7～9人」が約24%、「1～3人」が約19%、「10～12人」が約11%、「13人以上」が約5%となっている。

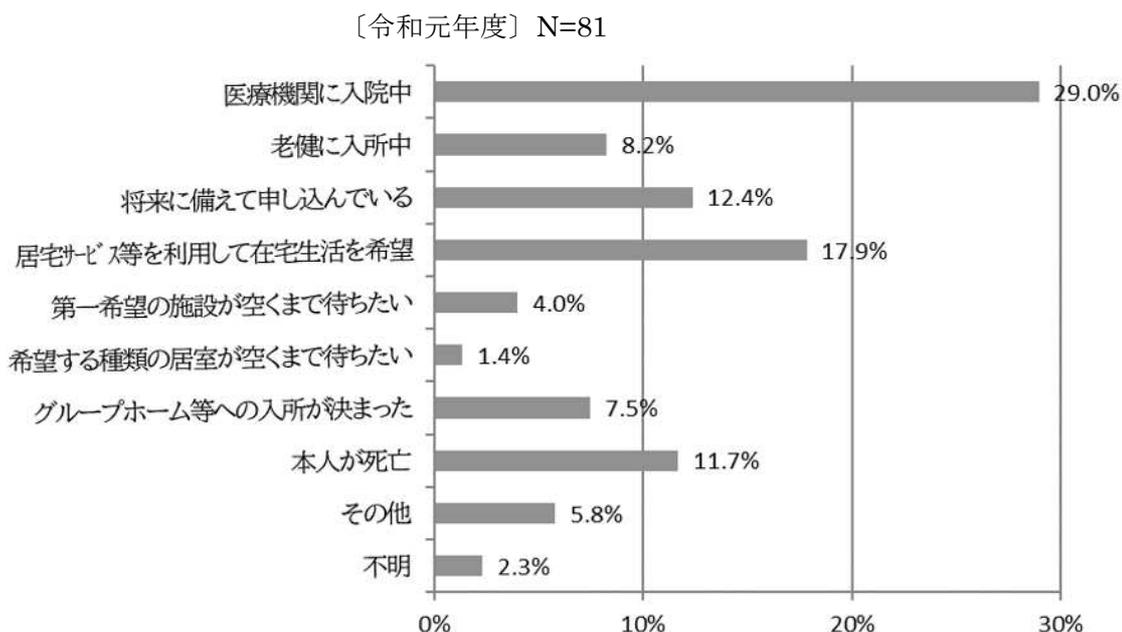
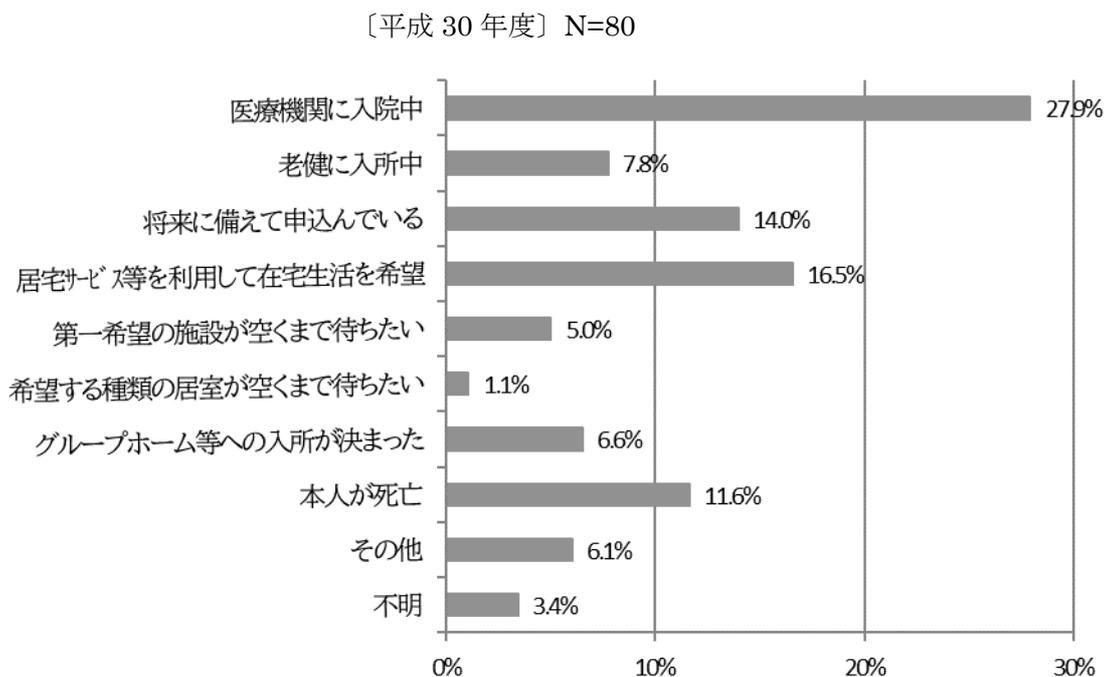
【図表8】空床が出た場合の待機者への入所意向確認について



8 入所辞退理由

待機者に対して入所の案内を行ったが入所を辞退したケースの辞退理由は、「現在、医療機関に入院中である（引き続き治療が必要で、退院できる状況ではない）」が約3割と最も多く、次いで「居宅サービス等を利用して在宅生活を希望する」が約16%、「まだ入所が必要ない（将来に備えて）」が約13%となっている。このほか、「本人が死亡した」が約12%、「現在、介護老人保健施設に入所中である」が約8%となっている。

【図表9】入所辞退の理由



■ 介護・看護体制等について

1 介護・看護職員の配置状況

介護・看護職員の配置状況については、各施設の常勤職員の勤務時間数に換算したところ、介護職員が約2,445人、看護職員が約393人となっている。

【図表10】 介護・看護職員の配置数 N=81

	配置職員数(常勤換算)	基準配置職員数(常勤換算)
介護職員	2,445人	1,729人
看護職員	393人	195人

2 医療的管理が必要な方の受け入れ人数

胃ろう476人、喀痰吸引261人等、その他を含め「受け入れ可能な人数」は延べ864人で、基準日（令和2年3月31日）時点で「実際に受け入れている人数」は延べ650人であった。

【図表11】 医療的管理が必要な方の受け入れ人数 N=81

医療的管理の内容	受け入れ可能な施設	受け入れ可能な人数	現在受け入れている人数
胃ろう	69施設	476人	325人
経管栄養	12施設	100人	73人
喀痰吸引	31施設	261人	241人
その他 (インシュリン・留置カテーテル・人工肛門等)	6施設	27人	11人

3 看取り介護について

看取り介護について、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、看取り介護加算が可能な体制を整えている施設は51施設で全体の約6割を超えている。また、現在は実施していない施設のうち、約3割の施設が今後実施を検討している。

【図表1 2】看取り介護の実施体制 N=81

実施している	実施していない	うち、今後実施を検討している施設
		51施設

【図表1 3】看取り介護の実施人数 N=51

平成30年度	215人
令和元年度	227人

4 在宅復帰の取組みについて

在宅復帰の取組みを行っている施設は42施設で、全体の約5割の施設が在宅復帰の取組みを行っている。

【図表1 4】在宅復帰の取組み N=81

在宅復帰に取り組んでいる	在宅復帰に取り組んでいない
42施設	39施設

【図表1 5】在宅復帰の実施人数 N=81

平成30年度	13人
令和元年度	15人

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に係る調査結果

■ 調査対象事業所の概況 調査基準日（令和2年3月31日）現在

1 事業所定員数

定員数	1事業所あたりのユニット数の割合		
	1ユニット	2ユニット	3ユニット
2,244人	421人 (18.8%)	1,688人 (75.2%)	135人 (6.0%)

※1ユニットの定員は原則9人

2 入居者数

入居者数	男女比		年齢構成		
	男性	女性	65歳未満	65歳～74歳	75歳以上
2,148人	346人 (16.1%)	1,802人 (83.9%)	7人 (0.3%)	67人 (3.1%)	2,074人 (96.6%)

3 入居申込者総数

入居申込者総数(延べ人数)
472人

■ 入居者・退去者について

1 年間の新規入居者数

年間の新規入居者数は、平成30年度が523人、令和元年度が535人であり、入居定員数に対する割合は、平成30年度、令和元年度ともに約24%となっている。

なお、新規開設に伴う定員増の影響を考慮した場合においても、事業所定員数に対する割合は、平成30年度、令和元年度ともに約24%となっている。

【図表1】年間の新規入居者数 N=139(H30) N=140(R1)

	新規入居者数	回答事業所定員数	比率
平成30年度	523人	2,163人	24.2%
令和元年度	535人	2,190人	24.4%

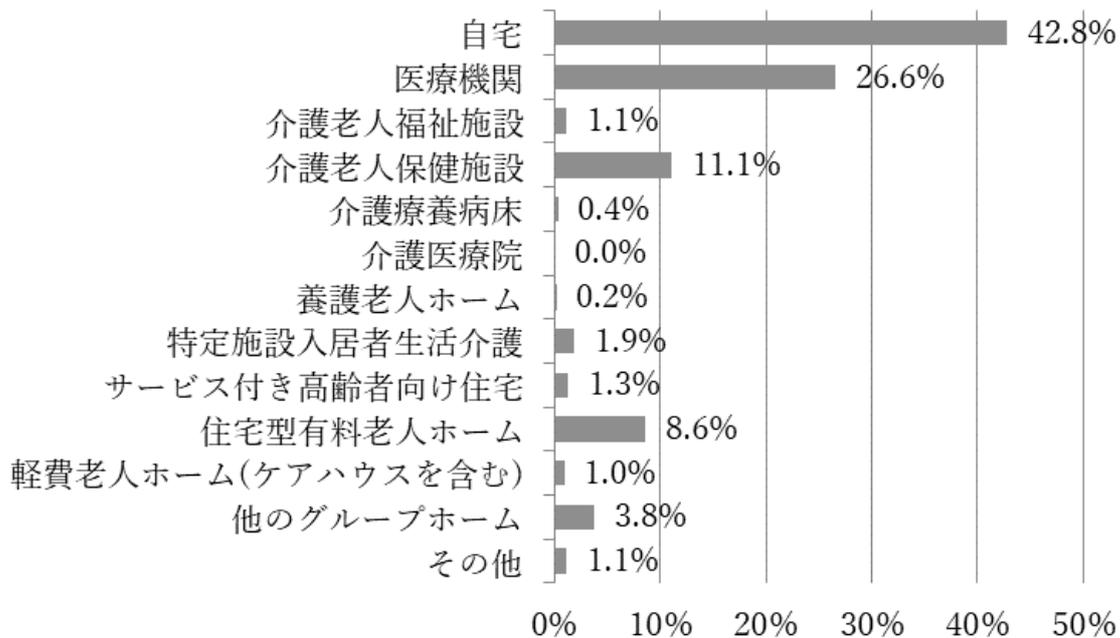
《参考》事業所の新規開設に伴う入居を除いた入居者数 N=139(H30) N=139(R1)

	新規入居者数	回答事業所定員数	比率
平成30年度	523人	2,163人	24.2%
令和元年度	512人	2,172人	23.6%

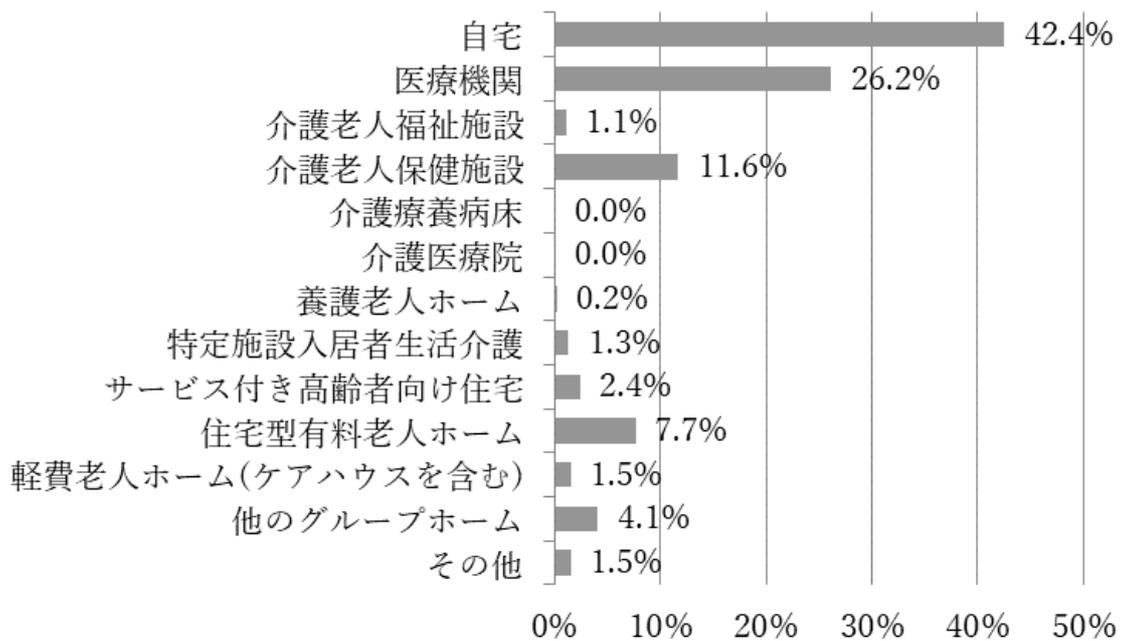
2 新規入居者の入居前の状況

新規入居者の入居前の状況は、各年度とも「自宅」がもっとも多く、続いて「医療機関」となり、上位2つで全体の約7割となっている。

【図表2】平成30年度の新規入居者の入居前の状況 N=139



【図表3】令和元年度の新規入居者の入居前の状況 N=140



3 年間の退去者数

年間の退去者数は、平成30年度が513人、令和元年度が547人であり、入居定員数に対する割合は、それぞれ約24%、約25%となっている。

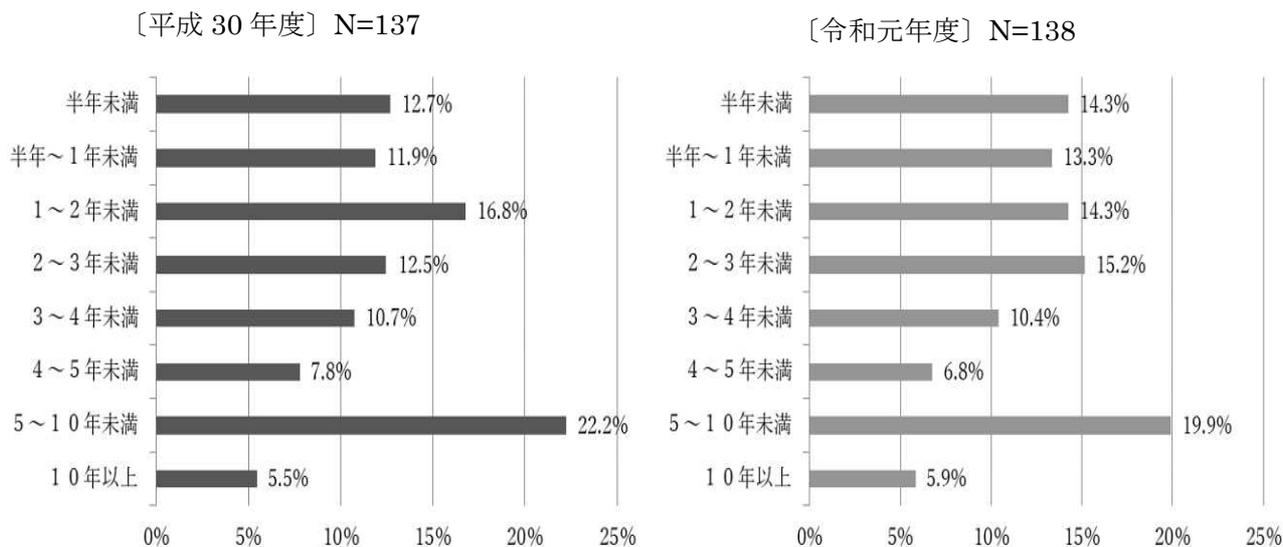
【図表4】年間の退去者数 N=137(H30) N=138(R1)

	退去者数	回答事業所定員数	比率
平成30年度	513人	2,145人	23.9%
令和元年度	547人	2,163人	25.3%

4 退去者の入居期間

退去者の入居期間は、各年度とも、全体の約7割が5年未満となっている。また、平均入居期間は、平成30年度が「3年3か月」、令和元年度が「3年1か月」となっている。

【図表5】退去者の入居期間



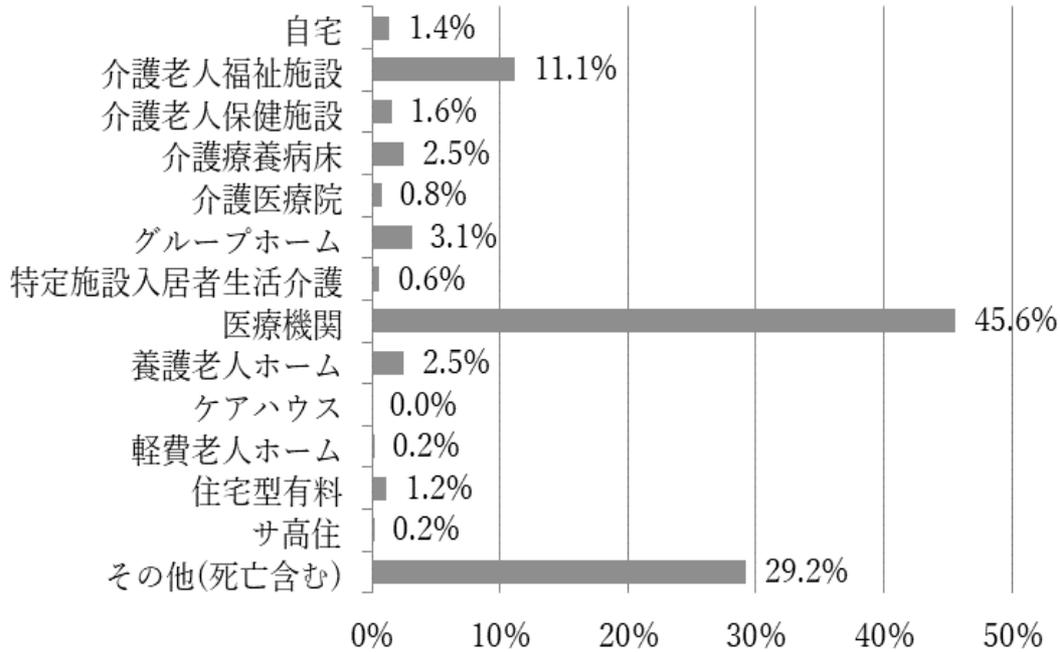
【図表6】過去の退去者の平均入居期間 N=137(H30) N=138(R1)

平成30年度	3年3か月
令和元年度	3年1か月

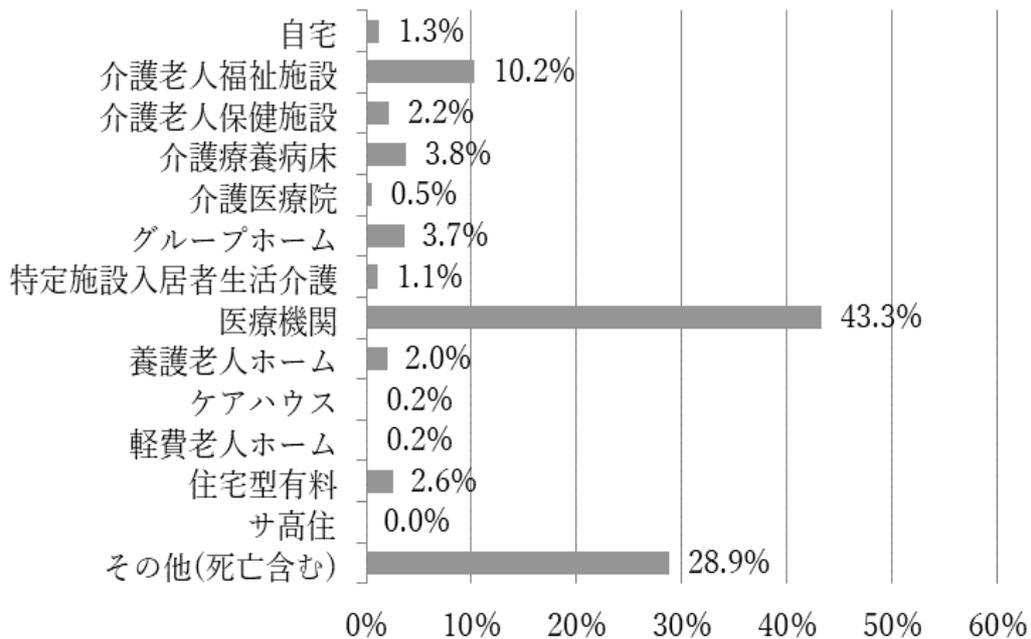
5 退去後の行き先

各年度とも、「医療機関」が最も多く、続いて「その他（死亡）」となっている。

【図表 7】平成30年度の退去者の退去後の行き先 N=137



【図表 8】令和元年度の退去者の退去後の行き先 N=138



■ 介護体制等について

1 介護職員の配置状況

介護職員の配置状況については、各事業所の常勤職員の勤務時間数に換算したところ、約1,279人となっている。

【図表9】 介護職員の配置数 N=146

	配置職員数(常勤換算)	基準配置職員数(常勤換算)
介護職員	1,279人	750人

2 看取り介護について

看取り介護について、厚生労働大臣が定める基準に適合し、看取り介護加算が可能な体制を整えている事業所は94事業所で全体の約6割となっている。また、現在は実施していない事業所のうち、約4割の事業所が今後実施を検討している。

【図表10】 看取り介護の実施体制 N=146

実施している	看取り介護の実施人数		実施していない	うち、今後実施を検討している事業所
	平成30年度	令和元年度		
94事業所	51人	63人	52事業所	20事業所

■ 地域との連携状況について

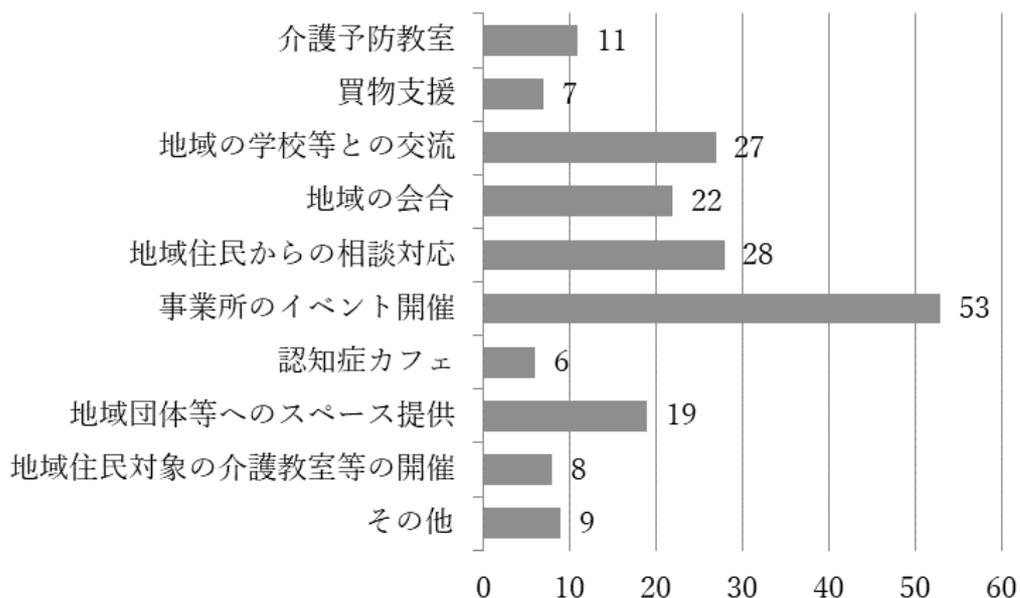
1 地域交流スペースの設置について

事業所内又は同一の敷地内に地域交流スペースを設置している事業所は66事業所であり、主に事業所のイベントや地域住民からの相談対応に活用している。

【図表11】 地域交流スペースの設置状況 N=146

設置している	設置していない
66事業所	80事業所

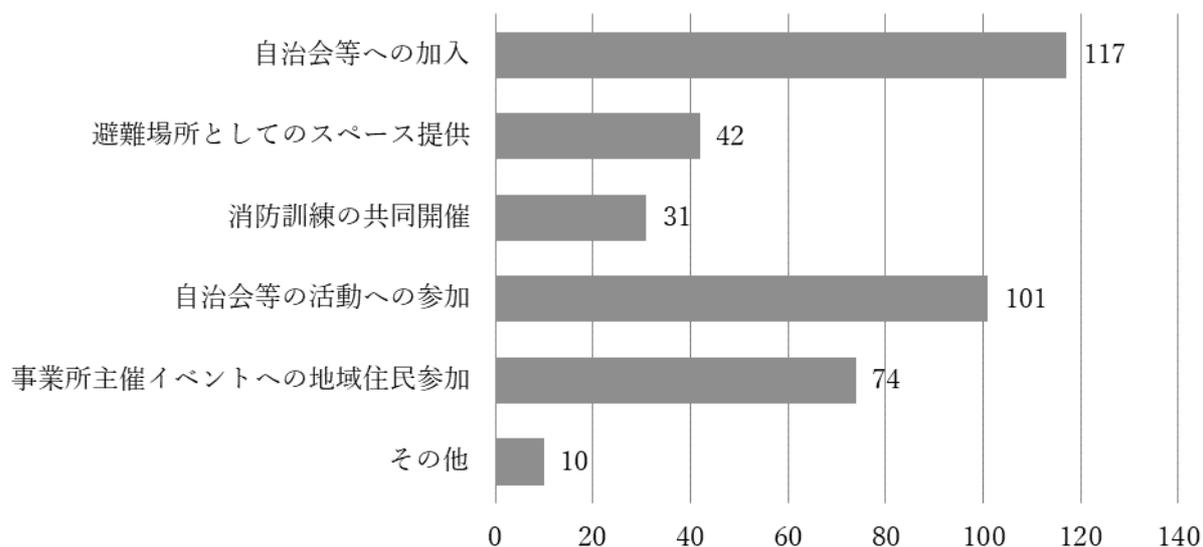
【図表 1 2】 地域交流スペースで実施している取組み



2 地域との連携や地域との交流等の内容について

地域連携や交流等の内容としては、「自治会等の活動への参加」、「事業所主催イベントへの地域住民参加」などとなっている。

【図表 1 3】 地域との連携や地域との交流等の具体的な内容



用語解説

1 特別養護老人ホーム

- 常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練などを受けられる施設。
- 原則、要介護3以上の要介護認定を受けた人が入所の対象となる。
- 定員数等により広域型と地域密着型に分類され、建物の構造や設備等により従来型とユニット型に分けられる。

(1) 定員数等による類型

① 広域型

定員30名以上の特別養護老人ホームであり、住所に関わらず入所できる（市外からの入所も可能）。

② 地域密着型

定員29名以下の特別養護老人ホームであり、市内に住所を有する人が入所できる。

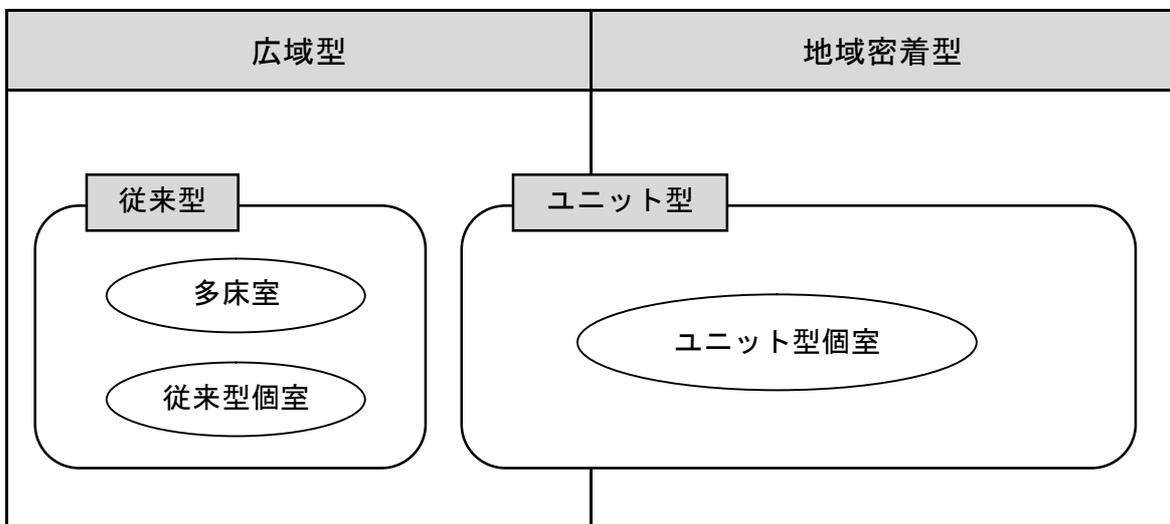
(2) 建物の構造や設備等による類型

① 従来型

多床室（2人部屋や4人部屋など）や個室を備えた特別養護老人ホーム。各フロアに食堂や談話スペースなどを配置している。

② ユニット型

概ね10名を1ユニットとする構造になっている特別養護老人ホーム。各ユニットには、居室（個室）と共同生活室（食堂や談話スペースなどに相当）を備えており、家庭的な雰囲気の中で生活することができる。



2 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 家庭的な環境の中で、認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練を受けられる施設。
- 市内に住所を有し、要支援2以上の要介護認定を受けた人が入居の対象となる。
- 1ユニットの定員は5名以上9名以下であり、各ユニットには、共同生活に必要な居室、居間、食堂などを備えている。